

口 その本店所在地国においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びに

その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つてのことのいずれにも該当すること。

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 鉄道業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地国（当該本店所在地国に係る水域で第六十六条の六第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるものを含む。）において行つて

る場合として政令で定める場合

五 適用対象金額 特定外国関係法人又は対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定める基準として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

六 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の九の二第二項第六号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

七 部分対象外国関係法人 第四号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

八 外国金融関係法人 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。）又は保険業を行ふ部分対象外國関係法人でその本店所在地国においてその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全

三 適用対象金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この

号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の九の二第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

てに従事しているもの及びこれに準ずるものとして政令で定める部分
対象外国関係法人をいう。

3 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係法人が前項第三号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。

3 第一項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人(特定事業(第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。)を主たる事業とするものを除く。)が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

- 一 御売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國法人に係る特殊関係内国外人、特殊関係株主等その他これらの人々に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合
- 二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものを含む。)において行つてゐる場合として政令で定める場合

4

4 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係法人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号又は第七号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は同項第四号イからハまでに掲げる要件に該当しないものと推定する。

5 第一項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る次の各号に掲げる外国関係法人につき当該各号に定める場合に該当する事実があると

きは、当該各号に掲げる外国関係法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係法人 特定外国関係法人の各事業年度の租税負担割合（外国関係法人の各事業年度の所得に対する課税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。）が百分の三十以上である場合

二 対象外国関係法人 対象外国関係法人の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合

特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人（外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 剰余金の配当等（第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項第二号に規定する金銭の分配を含む。以下この号及び第十一号において同じ。）の額（当該部分対象外国関係法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額（当該他の法人の所得の金額の計算

6|

4|

特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要でなくことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が同法第四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、百分の十に満たない場合における当該他の法人か

上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めた費用の額の合計額により計算した金額を控除した残額

二 受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係法人（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。）でその本店所在地国においてその役員又は使用者がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

四 有価証券の譲渡に係る対価の額（当該部分対象外国関係法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

五 デリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算

ら受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該利子の額に係る費用の額として政令で定めることにより計算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る対価の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該株式等の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該債券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

した金額（同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティップ取引として財務省令で定めるデリバティップ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地国（法令）に準拠して商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係法人（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が行う財務省令で定めるデリバティップ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティップ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めることにより計算した金額（その行う事業（政令）で定める取引を行う事業を除く。）に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。）

七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）の貸付けによる対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額並びにその本店所在地国においてその役員又は使用人が固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係法人が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

六 特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（当該特定外国法人が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（当該特定外国法人が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

九

工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）

（又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）（以下この項において「無形資産等」という。）の使用料（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（その有する無形資産等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

十一 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額その他の政令で定める対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

十一イから又までに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外國関係法人の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るルに掲げる金額を控除した残額

イ 支払を受ける剰余金の配当等の額
ロ 受取利子等の額

ハ 有価証券の貸付けによる対価の額

二 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

ホ デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ヘ その行う取又はその有する資産若しくは負債につき外國為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ト 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

チ

固定資産の貸付けによる対価の額
リ 支払を受ける無形資産等の使用料

又 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の
譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

ル 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定め
る費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

7| 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事
業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲
げる金額の合計額と、当該各事業年度の同項第四号から第七号まで及び
第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）
を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度
において生じた同項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合
計額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加
えた金額とを合計した金額をいう。

8| 特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人（外国金
融関係法人に該当するものに限る。以下この項及び次項において同じ。
）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該
各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金
額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に
係る金融関係法人部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連
絡法人の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等
の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で
定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四に
おいて「個別金融関係法人部分課税対象金額」という。）に相当する金
額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各
事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各
連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特殊関係株主等である一の連結法人によつてその発行済株式等の全
部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係法人で政令で定
める要件を満たすもの（その純資産につき剰余金その他に関する調整
を加えた金額として政令で定める金額（以下この号において「親会社
等資本持分相当額」という。）の総資産の額として政令で定める金額
に対する割合が百分の七十を超えるものに限る。）の親会社等資本持
分相当額」という。）の総資産の額として政令で定める金額

分相当額がその本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 部分対象外国関係法人について第六項第八号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

三 部分対象外国関係法人について第六項第九号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

四 部分対象外国関係法人について第六項第十号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

五 部分対象外国関係法人について第六項第十一号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

六 部分対象外国関係法人について第六項第十二号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

七 部分対象外国関係法人部分適用対象金額とは、部分対象外国關係法人的各事業年度の次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として

当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めると

ころにより調整を加えた金額とを合計した金額

10 第六項及び第八項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（前項に規定する金融関係法人部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

二 各事業年度における部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額が二千万円以下であること。

三 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

5| 前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額として政令で定める金額が千万円以下であること。

二 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

11| 特殊関係株主等である連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る次に掲げる外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書に添付しなければならない。

1| 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である外国関係法人（特定外国関係法人を除く。）

2| 当該各事業年度の租税負担割合が百分の三十未満である特定外国関係法人

6| 特殊関係株主等である連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第八項において同じ。）に添付しなければならない。

7| 第三項又は第五項の規定は、連結確定申告書にこれららの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

8| 税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

9| 第三項又は第五項の規定は、連結確定申告書にこれららの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

10| 第一項及び第四項の規定は、適用しない。

11| 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人が第六十八条の九

十第二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である連結法人が同条第一項各号に掲げる連結法人に該当する場合には、第一項、第六項、第八項及び前項の規定は、適用しない。

12| 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人が第六十八条の九

十第二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である連結法人が同条第一項各号に掲げる連結法人に該当する場合には、第一項、第六項、第八項及び前項の規定は、適用しない。

13| 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者となして、この条から第六十八条の九十三の五までの規定を適用する。

14| 特殊関係株主等である連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に

11 条の九十三の五までの規定を適用する。

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外國法人の所得に対して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該外國関係法人（同条第一項に規定する外國関係法人をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に対して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該外國関係法人の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係法人の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該外國関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に対応するもの（当該個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外國法人の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外國法人の個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該連結法人が納付する個別控除対象外國法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額について。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内國法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係法人の所得に対して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 特殊関係株主等である内國法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において、当該内國法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する外國関係法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外國関係法人の同条第六項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の

2 特殊関係株主等である内國法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において、当該内國法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外國法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該特定外國法人の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定

適用を受けた場合又は当該外国関係法人の同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けていた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外国関係法人の所得に対し外国法人税が課されるときは、当該外国関係法人の当該課税対象金額、当該部分課税対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額は前項に規定する外国関係法人の個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額と、同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する外国関係法人の所得に対する課税対象金額と、同条第一項に規定する外国関係法人の所得に對して課される当該外国法人税の額は前項に規定する外国関係法人の所得に對して課される当該外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人（前項の内國法人を含む。以下この項において同じ。）が、前条第一項の規定の適用に係る外国関係法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項において「所得税等の額」という。）のうち、当該外国関係法人の個別課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外国関係法人の個別部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項において「個別控除対象所得税額

の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外國法人の所得に対し外國法人税が課されるときは、当該特定外國法人の当該課税対象金額又は当該部分課税対象金額は前項に規定する特定外國法人の個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額と同条第一項に規定する特定外國法人の所得に對して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外國法人の所得に對して課される当該外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項の規定の適用に係る特定外國法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第四項の規定の適用に係る特定外國法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

等相当額」という。)は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(この項及び法人税法第八十一条の十四から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。)から控除する。

5 前項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

6 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項の規定の適用に係る外国関係法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該連結法人に係る外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十二条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十二条の十七まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十八条の九十三条の三第四項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九十三条の三第四項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)」と、同法第八十二条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三条の三第四項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)」の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十二条の二十第一項第二号中「

の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項の規定により控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「(同法)とあるのは「(法人税法)とする。」

第六十八条の九十三の四 省 略

2・3 省 略

4 前三項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である連結法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数(第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第十項において同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である連結法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額

第六十八条の九十三の四 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、特殊関係株主等である連結法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数(第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第十項において同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額で、特殊関係株主等である連結法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額

数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

10 5 9 省略
10 前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十三の二第一項、第六項若しくは第八項又は第六十六条の九の二第一項、第六項若しくは第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に對応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に對応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する

額（前十年以内の各連結事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

10 5 9 同上
10 同上

一 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十三の二第一項若しくは第四項又は第六十六条の九の二第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に對応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に對応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 同上

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する

間接保有の株式等の数をいう。口において同じ。)に対応する部分

の金額として政令で定める金額

口 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度(以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額(前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剩余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた金額のうち、当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剩余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別間接課税済金額」という。)

11・12 省略

13 第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「限る。」とあるのは、「限る。」又は租税特別措置法第六十八条の九十三の四(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)とするとほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第二項前段又は第八項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「配当等の益金不算入」とあるのは、「配当等の益金不算入」(租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段又は第八項前段(特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

13 11・12 同上

14 第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十三の四(特定外国法人から受けた剩余金の配当等の益金不算入等)とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第二項前段又は第八項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「配当等の益金不算入」とあるのは、「配当等の益金不算入」(租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段又は第八項前段(特定外国法人から受けた剩余金の配当等の益金不算入等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

口 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度(以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額(前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剩余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剩余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別間接課税済金額」という。)

親法人（次に掲げるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第四項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額、同条第五項に規定する災害損失欠損金額（次項において「災害損失欠損金額」という。）及び設備廃棄等欠損金額については、この限りでない。

一・二 省 略

2| 前項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額とは、連結親法人（同項各号に掲げるものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第十九条第一項に規定する認定事業再編事業者（同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下この項において「対象設備」という。）が記載された同法第十八条第一項に規定する事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。）であるものの同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人（第六十八条の三十四並びに同条の規定に係る第六十八条の四十第一項及び第四項並びに第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（同法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。）の用に供されていたものにつき、当該連結事業年度において当該認定に係る特定事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいう。）を行つた場合の当該設備廃棄等を行つたことにより生じた損失の額として政令で定める金額（当該金額が当該連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額（法人税法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰

親法人（次に掲げるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

一・二 同 上

せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。) を超える場合には、その超える部分の金額(控除した金額)をいう。

3| 第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定を適用する場合には、当該設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4| 前項に定めるもののほか、第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額の計算及び同法第八十一条の三十一の規定の適用その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、平成十四年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間内に日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛(第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。)又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額(当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、平成十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内に日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛(第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。)又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額(当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 連結親法人（第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等に限る。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という）が、平成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定めるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供するもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各中小連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各中小連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各中小連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 省略

(中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

第六十八条の百二の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人に該当するもの（中小企業者等に対する金融の円滑化を図る

(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という）が、平成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供するもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各中小連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各中小連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各中小連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 同上

(中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

第六十八条の百二の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人に該当するもの（中小企業者等に対する金融の円滑化を図る

ための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更を受けたものに限る。以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）について平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定がなされたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（第六十七条の五の二第二項第一号に規定する金融機関等をいい、当該再生債権が同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより第六十七条の五の二第二項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）」と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めることにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

ための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更を受けたものに限る。以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）について平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定がなされたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（第六十七条の五の二第二項第一号に規定する金融機関等をいい、当該再生債権が同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより第六十七条の五の二第二項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）」と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めることにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

(協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例)

第六十八条の百五 連結親法人である協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）の各連結事

業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が同法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額（法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額をいう。）がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同条第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第六十八条の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。））を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外國法人の株式の交付を受けた場合において、当該外國法人の株式が特定軽課税外國法人（第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外國法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第二項及び第十七項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有株式（これらの法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた特定分割型分割（法人税法第二条第十二条の九イに規定す

第六十八条の百五 削除

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第六十八条の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。））を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外國法人の株式の交付を受けた場合において、当該外國法人の株式が特定軽課税外國法人（第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外國法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第二項及び第十六項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた特定分割型分割（法人税法第二条第十二条の九イに規定す